

後期高齢者医療制度についてお知らせ

●保険証(被保険者証)の交付

後期高齢者医療の保険証は、郡上市に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和6年7月31日ですので、8月1日から令和7年7月31日までの新しい保険証【薄い青色】は、7月中旬頃に簡易書留にて郵送します。

また、令和6年12月2日以降、現行の保険証は発行されなくなりしますので、**マイナ保険証をご利用ください**。マイナ保険証を利用すると**医療費の自己負担額が安くなる、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される**などのメリットがあります。なお、マイナ保険証をお持ちでない人には「資格確認書」を送付します。これは現行の保険証と同様にご利用いただけます。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	有効期限	令和7年7月31日
氏名	広域 太郎	性別	〇
一部負担金の割合	〇割		〇〇月〇〇日
有効期限	令和7年7月31日		〇〇月〇〇日
保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇		保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合	

●令和6年度の保険料額について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、以下のように計算します。また、令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われました。

年間保険料 (100円未満切捨て) 上限額 80万円※	=	均等割額 49,412円	+	所得割額 被保険者の所得 ×9.56%※
-----------------------------------	---	------------------------	---	-----------------------------------

※ 激変緩和措置により、条件によって一部軽減がかかります。

●保険料の軽減措置

①保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって4月1日または資格取得日時時点で下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和5年中の総所得金額等※1の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1) 以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1) +29.5万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1) +54.5万円×被保険者数 以下

※1 「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算し、軽減の基準となります。

※2 給与所得者等とは、一定の給与所得がある(給与収入が55万円を超える)人、公的年金等に係る所得がある(公的年金等の収入金額が65歳以上で125万円を超える、又は65歳未満で60万円を超える)人。

②被用者保険※の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度加入後2年経過するまでの間に限り5割軽減となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

問 健康福祉部保険年金課 67-1822

後期高齢者のお口の健康を守るため



令和6年度から

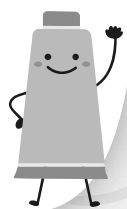


ぎふ・さわやか口腔健診の 広域化始めました!

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合では、
県内市町村に委託して、歯の状態やお口の清掃状態、口腔機能のチェックを行う
ぎふ・さわやか口腔健診を実施しています。

◎令和6年度から、岐阜県歯科医師会の協力により、
岐阜県内どこの歯科医院でもぎふ・さわやか口腔健診を
受診できるようになりました。

◎かかりつけ歯科医院が、お住まいの市町村以外に
ある場合、隣の市町村の歯科医院の方が近くて便利
な場合にも受診できます。



◎ぎふ・さわやか口腔健診を毎年1回受診して、口腔機能低下、低栄養、
誤嚥性肺炎等の予防に努めましょう。

岐阜県後期高齢者医療広域連合

ホームページ <https://www.gikouiki.jp>

「ぎふ・さわやか口腔健診 広域化」

Q 検索



問 健康福祉部保険年金課 67-1822